

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱（抄）

（交付の条件）

11 交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(10) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、様式により速やかに報告しなければならない。

なお、交付金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を返還しなければならない。

（注） 今回の依頼は、仕入控除税額の報告をお願いするものです。当該仕入控除税額の返還については、後日国から確定の連絡があり次第、別途依頼します。